

合併問題を考える会

まず、市長のリコール運動を進めます!!

「合併するかないかは、『住民投票』で自分たちに決めさせてほしい!」という18,947名の願いは、7/16(金)に開催された臨時市議会で「否決」されました(※「住民投票をすべき」10名 「住民投票は必要ない」13名)。

そもそも、「住民投票」は市長が拒否しなければ実施できたものです。

国も「住民投票は必要」としています(※「民主党 政策集2009」表面参照)。

しかし、市長は、最初から「住民投票は必要ない」と言い続け、最後には「議会にまかせる」と「責任逃れ」を始めていました。

そもそも榊原市長は、昨年7月に無投票で当選し、マニフェストにも「合併積極推進」とは、掲げていませんでした。しかし、無投票当選直後に今回の「西尾市と幡豆郡3町の合併積極推進を打ち出し、今日まで強引に進めてきました。多くの市民は、このような進め方に不安や不満を抱き「市民の声」を聞いて欲しいと訴えてきましたが、市長はこれを無視し続けています。

このような姿勢の市長は、この先も(残りの任期「あと3年間」)、今回と同様に「市民の声」を無視し続けるでしょう。

私たちは、「市民の声」を「市政に反映させる」市長を望みます。

「市政を市民の手に」とりもどすために

まず、榊原市長の「リコール運動(署名集め)」を始めます!  
ぜひ、「署名集め」にご協力ください(「受任者」になってください)!

<きりとり>

西尾市 リコール運動「受任者」申込書 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

氏名		住所	
		〒 西尾市	
生年月日		連絡先(電話・FAX)	
大・昭・平	年 月 日	-	
備考			

【提出先】電話・FAX (0563) 57-4373 西尾市桜木町4丁目44

受任者になっていただける方は↑申込書とTEL・FAX 平山良平(57)4373まで

- ① 昨年行った意向調査を絶対視するのではなく、改めてアンケートを行うべきではないか。
- ② 昨年行った住民意向調査アンケートよりも18947筆の署名の方が重いのではないか。
- ③ 市長は議会に相談なしに合併を記者発表したのが、何故か。
- ④ 西尾市は昨年度から本年度としかけて市債を減らしているが、3町は増やしている。合併に関するルールを決めないのは無謀。
- ⑤ 住民意向調査のとり方は、「合併はやむをえない」などと言う項目があり、意図的

住民投票賛成の 質問・討論

「平原の滝開きで、市長は石川啄木の詩を引いて、「ふるさと」の山に向かいて言うことなし、ふるさとの山はありがたきかな」を朗々とたたわれた。「ふるさと」を大切にすると人々の心に思いを寄せれば、3町こそ合併に関して住民投票が必要ではないでしょうかと訴えました。その後5名の議員が合併や住民投票について質疑や討論を行いました。

陳述者平山さんは、

陳述者辻本さんは、

この請求を採択してほしい」と述べました。

臨時議会

合併賛否の住民投票

賛成10名 反対13名で否決

合併賛否の住民投票を問う臨時市議会は、7月16日開催され200人を超す傍聴者で終日議場周辺は溢れかえりました。

団体代表による陳述が行われ、

住民投票を求める 陳述者野村さんは、

「合併についてあまりに抽速であり、もっと詳しい説明が必要」、「議員は市民の代表であり、

投票の必要はない」という自らの意見を述べました。住民投票が必要ないという理由は述べず(述べられず)合併推進をしてきた経緯を述べたのみです。

18947筆の賛同を得て市長に提出し、議会上程された西尾市と幡豆郡3町の合併について、住民投票で決めてほしいという直接請求署名は、7月4日の議会冒頭、市長は「住民



昨年無投票で当選した市長は、就任一週間後4首長と4議長を同席させて記者会見をしました。当初、今年3月いっぱい合併を迫ると言い放ち、不可能と分かれると、1年先延ばしました。これまで、いくら住民投票の必要性を主張しても、市長は終始一貫「住民投票は必要ない」と断言しています。住民投票の権利は地方自治法に定められた権利で、市長が与える権利ではありません。それが必要か否かは住民が判断するものです。つまり合併の是非や進め方の是非について、住民の代表たる議会が、住民の思いを反映しているか否かは市民が判断することで、市長や議員が判断することではありません。にもかかわらず市長は終始一貫住民投票の必要がないと断言していることは、「主権在民」の認識が全くなく、地方自治法74条を守らない人です。西尾市政のどれほどを理解しておられるかよりも、これほど民主主義や地方自治法の精神を無視してはほからぬ首長は前代未聞です。住民投票の必要はないと断言するのは、住民は市長や議員に服従するものと認識しているからです。このような人に、市政は任せられません。

に合併賛成に誘導している。
⑥前例が仮にあっても、わざわざ合併賛成に誘導するようなアンケートを西尾市が選ばなくとも良いはず。
このような調査のやり方は総務省の指導にもかなっていない。

住民投票に 反対の議員の発言

総じてこれまでの合併推進の経過を述べたり、自分が合併賛成だというだけで、住民投票をしない納得できる理由を述べた議員はいませんでした。
議会による合併議案の採決は9月28日の予定です。市長リコールの署名収集は、それまでに終わらせる計画です。

『ふるさとの山に向ひて 言うことなし ふるさとの山は、ありがたきかな』と市長が、平原の滝開き々において、石川啄木のこの詩を朗朗と叫ぶのを聴いたとき、七月十六日の臨時市議会で合併に関する住民投票賛成の意見陳述の流れが決まりました。
『ふるさとの山はありがたきかな』を作った啄木は、1910年8月に日本が韓国を併合(併呑という語もある)し、いわば「亡国の民」となった朝鮮半島の人々の行く末を案じる気持ちを抱いていたのでしよう。

市長リコールの道のり

- 請求代表者届け
(5日以内に審査)
請求代表者証明書交付
署名収集へ
(1ヶ月間)(集められるのは代表者から委任された受任者)
選管へ提出(収集後5日以内)
(審査 20日以内)
(縦覧 1週間)
署名簿返却(住民)
(5日以内)
本請求
(受理後60日以内)
市長リコール住民投票
投票の結果過半数がリコール賛成なら市長は失職へ
市長選挙へ

講演会

「平成の大合併～何が問題なのか」

大森 彌氏(東大名堂教授) きたる!

日時 8月1日(日) 午後1時半より

場所 西尾市総合福祉センター4F
ふれあいホール

講師 大森 彌氏

合併問題・地方自治についての第一人者 大森先生をお招きして、「平成の大合併」とは何であったのか、「合併推進運動」が終わった現在、西尾幡豆の合併とはどういうことか、について、わかりやすくお話いただきます。

質問の時間ももちますので、どなたさまもお誘い合わせでどうぞ!(参加無料)

講師略歴: 元東京大学教授。専門は行政学・地方自治論。地方分権推進委員会専門委員、都道府県議会制度研究会会長などを歴任。現在、全国町村会連合会と町村に関する研究会会長、総務省の分権改革推進会議委員等。

主催: 合併「ぜび」ほくらで決めよう住民投票の会

連絡先 鈴木規子 (TEL 57-0450)

住民投票条例に反対した議員
榊原康三・田中弘・工藤光雄・稲垣昌利・安藤好実
長谷川敏廣・新家喜志男・杉崎慎一郎・山田慶勝
稲垣正明・小林敏秋・中村眞一・吉見弘志
住民投票条例に賛成議員
牧野勝子・牧野次郎・鈴木規子・筒井登・大竹忍
広中利臣・岡田隆司・神谷庄二・鈴木亨・高野邦良

『地図の上、朝鮮国に くらぐ 吉良町では、吉良町会議員・加ると、墨を塗りつつ 秋風を聴 藤原弘さんたちが5月から7月まで足掛け3ヶ月、住宅地図とわすような詩を詠んでいました。
市長の跡んだ『山に向い て得た1397人の調査結果を...』を、石川啄木を介し 議場で読み上げ、合併反対と住...』
一筆啓上
西尾市・幡豆郡三町の合併の賛否を問う
住民投票条例制定を求める意見陳述
西尾市・幡豆郡三町の合併問題を考える会 代表 平山 良平

て『地図の上 朝鮮国に くらぐと...』を結びつけ、この西尾市と幡豆郡三町の人々を重ね合わせ、その中の吉良町の人々の合併への思いを取上げま...
民投票を求める人々の意思を明らかにしました。
西尾市の有権者18947人の住民投票を求める署名は、直接的には西尾市と幡豆郡三町の合併に対する賛否を問うもので



とりわけこの合併では、吸収される三町の住民の思いを汲み上げるため、三町での住民投票が必要ではないでしょうか。

日本共産党西尾市議団



牧野次郎 議員

TEL 57-3064

FAX 54-0325



牧野勝子 議員

TEL 59-8424

FAX 59-0464

生活相談 サラ金、労働問題などのくらしの相談に応じますので、ご連絡ください。

法律相談 また、法律の専門的な問題には、弁護士との無料相談もあります。毎週火曜日午後6時から8時、1件30分。予約が必要です。議員又は下記へ。

日本共産党西尾市委員会 TEL&FAX 54-4421

パソコンでできる方、署名運動に協力下さい 事務局